

新	旧
<p>第10条 第3条第2項に規定する失格判断基準調査及び第4条ただし書の規定は、当分の間、<u>一連の調達に係る請負対応額の合計が2億4千万円</u>以上の委託業務及び当該調査を実施することが適当でないと認められる業務については適用しないものとする。</p> <p><u>附 則（平成28年 3月24日、技管-909）</u> <u>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第10条 第3条第2項に規定する失格判断基準調査及び第4条ただし書の規定は、当分の間、<u>委託対応額が2億円</u>以上の委託業務及び当該調査を実施することが適当でないと認められる業務については適用しないものとする。</p>